

川崎港コンテナターミナル関連施設の指定管理予定者の選定結果について

1 概要

(1) 施設概要

名 称：川崎港コンテナターミナル関連施設

所 在 地：川崎市川崎区東扇島 9 2 番地、及び 9 3 番地の一部
(川崎港コンテナターミナル関連施設)

業務内容：①施設の利用許可に関する業務

②建物の保守管理、施設の軽易工事に関する業務

③ポートセールスに関する業務

④その他の業務

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(3) 指定管理予定者の概要

名 称：横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体

所在地：横浜市西区みなとみらい 2-3-1 クイーンズタワー A 棟 1 4 階

ア 代表者

名 称 横浜川崎国際港湾株式会社

所在地 横浜市西区みなとみらい 2-3-1 クイーンズタワー A 棟 1 4 階

主な業務内容

- ・コンテナターミナル施設及び関連施設の建設、賃貸、管理及び運営
- ・港湾施設の設計、施工、監理及び管理運営
- ・港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施
- ・外国客船の誘致
- ・国内外での各種イベント、展示会の企画及び開催
- ・港湾振興及び港湾施設の強化に寄与するための事業及び調査・研究等
- ・海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査
- ・物流施設、事務所、会議室等の施設の賃貸及び管理運営
- ・環境にやさしいみなとづくりのための自然環境の保全及び改善に関する事業
- ・駐車場施設の建設、賃貸、管理及び運営
- ・前各号の附帯又は関連する一切の事業

イ 構成員

名 称 川崎臨港倉庫埠頭株式会社

所在地 川崎市川崎区千鳥町 7 番 1 号

主な業務内容

- ・倉庫業
- ・倉庫、建物、土地その他施設の賃貸業
- ・コンテナ埠頭施設並びにコンテナ蔵置施設の建設、賃貸、管理及び運営
- ・港湾施設の強化及び振興に寄与するための調査・研究
- ・港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施
- ・自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に係る業務

・前各号の事業に附帯又は関連する事業

*指定管理者の決定は、令和7年第4回市議会定例会（12月議会）における指定議案可決後となります。

2 選定の経緯

令和7年 9月22日 募集開始
 令和7年10月22日 募集締切り
 令和7年10月30日 港湾局民間活用事業者選定評価委員会
 令和7年11月 指定管理予定者の決定

3 応募状況

応募団体：1団体（横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体）

4 港湾局民間活用事業者選定評価委員会委員

(委員長) 渡部 大輔 (東京海洋大学学術研究院流通情報工学部門教授)
 (委員) 伊丹 亮資 (公認会計士)
 (委員) 五嶋 竹美 (川崎市PTA協議会顧問)
 (委員) 丸尾 祐矢 (東京女子体育大学陸上競技研究室准教授)
 (委員) 鷺津 明由 (早稲田大学社会科学総合学術院教授)

5 選定理由

- コンテナターミナルの運営実績があるため、コンテナターミナルを安定的に管理運営する上で必要な能力や専門性を有していること。
- 利用者からの意見をモニタリングし、結果を施設運営に反映させていく仕組みが示されていること。
- 貨物集荷体制の強化に向けて、市や港運事業者、京浜港における他港との連携策が示されていること。
- 川崎港の特徴を踏まえた、港湾独自の脱炭素化にかかる取組が示されていること。
- 事故の防止や防災に向けた考え方が示されていること。
- SDGsの取組等、社会貢献への実績や今後の検討が示されていること。

6 審査結果（※基準点60点以上）

選定基準	配点	指定管理予定者
① 事業計画に関して事業目的の達成とサービス向上への取組について	45点	34.8点
② 事業計画に関して事業の安定性・継続性の確保への取組について	10点	8.52点
③ 事業経営計画（収支計画）と利用料金設定の考え方について	25点	16.8点
④ 申請者についての評価	10点	7.6点
⑤ 申請者の取組に関する事項	10点	8.2点
実績評価点（標準を0点として、加減点）		5点
合計	100点	80.92点

7 指定管理予定者として選定された団体の主な提案内容

- (1) 横浜川崎国際港湾株式会社と川崎臨港倉庫埠頭株式会社は、国際コンテナ戦略港湾としての川崎港の国際競争力の強化を図るため、お互いが連携協力し、それぞれの会社が持つ実績やノウハウを十分に発揮するとともに、市、川崎港戦略港湾推進協議会等の関係団体と連携し、市域経済の活性化、市民生活の安定に寄与するよう、川崎港の特徴を活かしたターミナルの円滑かつ効率的な運営に取り組む。
- (2) 公共岸壁として公平公正であること、かつ、最も効果的・効率的に利用されることに配慮し、コンテナ定期航路に求められる定期性、定時制、安全性及び確実性に配慮する。
- (3) 港湾法、川崎市港湾施設条例、その他関係法令及び市と締結する協定書を遵守し、誠実かつ適正に業務を行うとともに、利用者からの意見・要望の把握に努め、サービスの向上を図る。
- (4) 利用料金の設定に当たっては、現在の料金水準を考慮しつつ、国際コンテナ戦略港湾の「競争力強化」と川崎港への新規航路の誘致・既存航路の維持拡大、さらに、コンテナ集貨を図るために、港湾コストの低減によるターミナル利用者の経費負担に配慮したものとしながらも、指定管理者の採算性や市の歳入が確保されるなど、持続可能な経営が図られるような設定を行っていく。
- (5) 国際コンテナ戦略港湾としての川崎港の国際競争力の強化を図るため、市、川崎港戦略港湾推進協議会等の関係団体と連携し、コンテナ貨物取扱量のさらなる増加に向け、定期航路の維持と更なる集貨のチャンスをつかむために、ポートセールス活動を積極的に取り組む。
- (6) コンテナターミナル、シャープール等のコンテナ関連施設との一体的な運営の利点を活かして、コンテナ物流の効率化を進める。

8 提案額

納付金額 482,890千円（税込み、指定期間総額）
変動納付金割合 91%（90%以上が条件）

（港湾局川崎港管理センター港営課 電話：044-287-6029）